山下（真）議員（民主県政会）

平成 28 年２月 26 日
教 育 長 答 弁 実 録
（ 教 育 委 員 会 ）

（問）特別な配慮を必要とする対象者について

大綱には「特別な配慮を必要とする」理由について，「次代を担う子供が，生まれ育った環境によって左右されることなく，また，障害の有無にかかわらず，健やかに育ち，夢や希望，高い倫理観や豊かな人間性を持ち，意欲にあふれ，自立した若者へと成長し，充実した生活を送る」機会は「誰もが等しく与えられるべきである」という認識が示されている。これは，裏を返せば，我が国の現状はそのような状況ではないという問題意識を示したものであり，私もまったく同感である。

私は，就職や結婚の際，厳しい差別に遭遇した周りの大人を見て，「僕らはどんなにがんばっても差別されるのか」と意欲を萎えさせてしまう被差別部落の子供の姿を見てきた。また，私と一緒に部落問題の勉強をしている若い保護者に共通する悩みは「我が子に部落の出身だということをどのように教えたらいいのか」ということである。

そこで，大綱で示されている問題意識を更に深めるために，「生まれ育った環境によって特別な配慮を必要とする」子供とはどのような子供を指しており，その中に被差別部落出身の子供も含まれているのか，併せて教育長に伺う。

（答）

本県の「教育に関する大綱」における「教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等」につきましては，例えば，

- 生活保護受給世帯など家庭の経済状況が厳しい児童生徒等
- 若年無業者やひきこもり，高校中退者など，挫折や困難を抱えた子供・若者
- 障害のある児童生徒等
- 様々な社会的要因により困難な状況にある児童生徒等

など，将来，社会参加や自立するために必要な知識・能力を身に付けていく上で，支援を必要とする児童生徒を広く捉えているものと認識いたしております。

教育委員会といたしましては，すべての者が学習意欲を持ち，生涯にわたって学び続けることができるよう，関係部局・関係機関とも連携しながら，必要な環境の整備に努めてまいりたいと考えております。